

# 規制の事前評価書

法律又は政令の名称：脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律案

規制の名称：低炭素水素等の供給を促進するための措置

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部署：資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 水素・アンモニア課

評価実施時期：令和6年2月

## 1 規制の目的、内容及び必要性

### ① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

昨年4月に我が国がホスト国として開催した「G7 札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合」の閣僚声明においては、「再生可能エネルギー源由来及び低炭素の水素等を開発し利用していくべき」や「水素等の製造に伴い発生する温室効果ガスの排出量（以下「炭素集約度」という。）に基づいて水素等を評価することが重要である」旨合意されたところであり、今後、こうした国際公約を果たしていくためには、我が国としても「炭素集約度」が一定水準以下の水素等の開発及び利用に向けた取組を一層強化することが必要となっている。

現在、我が国において製造されている水素等の大半が化石燃料由来であるところ、低炭素水素等の供給を促進するための措置を講じなければ、コスト面で競争優位な化石燃料由来の水素等の供給に中長期的に収れんされ、上記の国際公約を果たせないことに加え、2050年カーボンニュートラルに向けた取組が進展しない可能性がある。

### ② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

#### 【課題及びその発生原因】

現状の足下では低炭素水素等が安定的かつ低廉に供給されている状況ではない。このため、水素等のサプライチェーンの上流に当たる、水素等の供給をする事業者（以下「水素等供給事業者」という。）に対して、低炭素水素等の供給の促進を求める措置を講じる必要がある。

#### 【規制以外の政策手段の内容】

低炭素水素等と既存の化石燃料との間に大きなコスト差がある現状を踏まえれば、低炭素水素等の供給拡大に向けて政府資金による支援が必要である。このため、水素・アンモニア政策小委員会においては、「価格差に着目した支援」や「拠点整備支援」といった支援措置を講じようとしているところである。

他方、中長期的に低炭素水素等の供給を促進していくためには、短中期的な支援措置だけではなく、水素等を供給しようとする事業者が自主的な判断の下に計画性を持って、低炭素水素等の供給に向けて取り組むことができるような措置が必要である。

#### 【規制の内容】

経済産業大臣は、水素等供給事業者が低炭素水素等の供給を促進するために取り組むべき措置に関し、判断の基準となるべき事項（以下「判断基準」という。）を定め、必要に応じて指導及び助言を行う。また、供給する水素等の量が政令で定める要件に該当する水素等供給事業者に対しては、判断基準に照らして取組が著しく不十分であると認めるときは、勧告、公表及び命令を行うことができることとする。

## 2 直接的な費用の把握

### ③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

#### 【遵守費用】

水素等供給事業者においては、自主的な目標の作成等に係る事務費用や人件費の発生が想定されるが、事業者による自主的な目標を設定させる予定であるため、過大な費用の負担を強いるものではない。

なお、事業者の自主的な判断の下、低炭素水素等を供給するための設備の切替え（水電解装置の導入等）を行う場合、当該設備の切替えに伴う設備費用の発生が想定されるが、設備投資に要する費用はそれぞれ異なることに加え、現時点で事業者の具体的な取組を予見することは難しいため、定量的な推計は困難である。

**【行政費用】**

対象事業者の実施状況に係る任意のサンプリング調査等に係る業務（質問票の作成、配布及び回答の取りまとめ等）が発生することが想定されるが、通常の業務の範囲内で行われることが想定されるため、追加的な行政費用は発生しない。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

規制緩和ではないため、該当しない。

### 3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

低炭素水素等の供給が促進されることで、脱炭素化が難しい分野におけるグリーンTRANSフォーメーション（以下「GX」という。）が推進されることが見込まれる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

今回の措置により、例えば、鉄や化学といった脱炭素化が難しい分野における GX が推進されるが、これらの便益は事業者の自主的判断の下に行われる取組の結果によるため、現時点では、これを定量的に算定することは困難である。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

規制緩和ではないため、該当しない。

#### 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

特になし。

#### 5 費用と効果（便益）の関係

⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析

② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析

③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

今回の措置に伴う遵守費用及び行政費用は限定的である一方で、低炭素水素等の供給の促進により、脱炭素化が難しい分野におけるGXを推進することが可能となる。

## 6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

本規制の代替案としては、次のような代替案が想定される。

### 【代替案の内容】

判断基準の対象となる事業者のうち、一定要件を満たす全ての事業者に、判断基準を踏まえた低炭素水素等の供給の状況を定期的に経済産業大臣に報告する義務を課し、必要に応じて経済産業大臣が勧告、公表及び命令をすることができることとする。

### 【費用】

#### ・ 遵守費用

定期報告義務を課すことにより、対象事業者における取組状況の定期報告様式への記載、社内決裁及び提出等に係る事務費用並びに人件費等が発生することが想定される。

#### ・ 行政費用

定期報告されたものの取りまとめ、対象事業者からの問合せ及び未提出者への催促等に要する費用が想定される。

### 【本規制案と代替案の比較】

定期報告義務と同様の効果は、この法律を運用していく中で、対象事業者に報告徴収を発出することで代替可能であるため、より遵守費用が少ない本規制案は、妥当なものであると言える。

## 7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

本規制案については、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会水素・アンモニア政策小委員会及び資源・燃料分科会脱炭素燃料政策小委員会における計 13 回の審議（うち、5回は産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会水素保安小委員会を含む合同会議）を経て、令和 6 年 1 月 29 日に取りまとめられた「中間とりまとめ」の内容を踏まえて立案している。

<水素・アンモニア政策小委員会>

[https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene\\_shinene/suiso\\_seisaku/index.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/suiso_seisaku/index.html)

<脱炭素燃料政策小委員会>

[https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen\\_nenryo/nenryo\\_seisaku/index.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/nenryo_seisaku/index.html)

<水素保安小委員会>

[https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan\\_shohi/hydrogen/index.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/hydrogen/index.html)

## 8 事後評価の実施時期等

### ⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

本規制案については、法律の施行後 5 年を目途として事後評価を実施する。

### ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

事後評価に向け、以下の指標により費用、効果等を把握することとする。

#### 【遵守費用】

判断基準に従って講じた取組に要した費用（対象事業者への調査・ヒアリング等により把握）

#### 【行政費用】

対象事業者の実施状況に係る調査に要した費用

#### 【効果（便益）】

低炭素水素等の製造量又は輸入量（対象事業者への調査・ヒアリング、民間団体等の調査結果に関する情報収集等により把握）